

第1 独占禁止協力協定等

近年、複数の国・地域の競争法に抵触する事案、複数の国・地域の競争当局が同時に審査を行う必要のある事案等が増加するなど、競争当局間の協力・連携の強化の必要性が高まっている。このような状況を踏まえ、公正取引委員会は、二国間独占禁止協力協定等に基づき、関係国の競争当局に対し執行活動等に関する通報を行うなど、外国の競争当局との間で緊密な協力を行っている。

1 独占禁止協力協定

(1) 日米独占禁止協力協定

日本国政府は、米国政府との間で、平成11年10月7日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」に署名し、同協定は同日に発効した。同協定は、両政府の競争当局間における執行活動に係る通報、協力、調整、執行活動の要請、重要な利益の考慮等を規定している。

(2) 日欧州共同体独占禁止協力協定

日本国政府は、欧州共同体との間で、平成15年7月10日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定」に署名し、同協定は同年8月9日に発効した。同協定は、前記日米独占禁止協力協定とほぼ同様の内容となっている。

なお、我が国及び欧州連合（EU）の双方は、競争分野における日EU間の協力関係をより一層強化するとともに、競争当局が審査過程において入手した情報の交換を可能とすることを目指して同協定を改正することとしており、平成29年10月19日及び20日に改正交渉第1回会合を開催して以降、改正交渉を継続して行っているところである。

(3) 日加独占禁止協力協定

日本国政府は、カナダ政府との間で、平成17年9月6日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定」に署名し、同協定は同年10月6日に発効した。同協定は、前記日米独占禁止協力協定とほぼ同様の内容となっている。

2 競争当局間の協力に関する覚書等

平成29年度に署名したカナダ競争局との執行活動の情報伝達に関する協力取決め及びシンガポール競争委員会との協力に関する覚書に加え、令和元年度においては、中国の競争当局である中国国家市場監督管理総局との間で、令和元年5月27日に「日本国公正取引委員会と中華人民共和国国家市場監督管理総局との間の独占禁止協力に関する覚書」に署名した。同覚書は、両競争当局間における年次協議、情報伝達、技術協力、通報、情報交換等を規定している。

第2 競争当局間協議

公正取引委員会は、我が国と経済的交流が特に活発な国・地域の競争当局等との間で競争政策に関する協議を定期的に行っている。令和元年度における協議の開催状況は、第1表のとおりである。

第1表 令和元年度における競争当局間協議の開催状況

	期日及び場所	相手当局
米国	平成31年4月25日 東京	米国連邦取引委員会及び米国司法省
中国	令和元年5月27日 東京	中国国家市場監督管理総局
ロシア	令和元年9月24日 東京	ロシア連邦反独占庁

第3 経済連携協定への取組

近年における経済のグローバル化の進展と並行して、地域貿易の強化のため、現在、多くの国が、経済連携協定や自由貿易協定の締結又は締結のための交渉を行っている。我が国は、令和元年度、中国・韓国、トルコ等との間で経済連携協定等の締結交渉を行い、また、東アジア地域包括的経済連携（RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership）の締結交渉を行ってきた。競争政策の観点からは、経済連携協定等が市場における競争を一層促進するものとなることが重要であり、公正取引委員会は、このような観点から我が国の経済連携協定等の締結に関する取組に参画している。我が国がこれまでに署名・締結した経済連携協定のうち、第2表に掲げるものには、競争に関する規定が設けられ、両国が反競争的行為に対する規制の分野において協力することが盛り込まれている。

第2表 我が国が署名・締結した発効済み経済連携協定のうち競争に関する規定が設けられているもの

協定名	状況
日・シンガポール経済連携協定	平成14年1月署名 平成14年11月発効（注1）
日・メキシコ経済連携協定	平成16年9月署名 平成17年4月発効
日・マレーシア経済連携協定	平成17年12月署名 平成18年7月発効
日・フィリピン経済連携協定	平成18年9月署名 平成20年12月発効
日・チリ経済連携協定	平成19年3月署名 平成19年9月発効
日・タイ経済連携協定	平成19年4月署名 平成19年11月発効
日・インドネシア経済連携協定	平成19年8月署名 平成20年7月発効

協定名	状況
日・ASEAN包括的経済連携協定	平成20年4月署名（注2） 平成20年12月発効（注3）
日・ベトナム経済連携協定	平成20年12月署名 平成21年10月発効
日・スイス経済連携協定	平成21年2月署名 平成21年9月発効
日・インド包括的経済連携協定	平成23年2月署名 平成23年8月発効
日・ペルー経済連携協定	平成23年5月署名 平成24年3月発効
日・オーストラリア経済連携協定	平成26年7月署名 平成27年1月発効
日・モンゴル経済連携協定	平成27年2月署名 平成28年6月発効
環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）（注4）	平成30年3月署名 平成30年12月発効
日・EU経済連携協定	平成30年7月署名 平成31年2月発効

（注1）平成19年3月に両国間で見直しのための改正議定書が署名され、同年9月に発効した。競争に関する章については、実施取極において、シンガポール側における競争法導入及び競争当局設立に伴う修正が行われた。

（注2）平成20年4月に日本及び全ASEAN構成国の署名が完了した。

（注3）日本とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマーの間では平成20年12月に、ブルネイの間では平成21年1月に、マレーシアの間では同年2月に、タイの間では同年6月に、カンボジアの間では同年12月に、インドネシアの間では平成22年3月に、フィリピンの間では同年7月に発効した。

（注4）平成28年2月に、我が国のほか、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムにより環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership）協定が署名された。その後、米国が離脱を表明したことを受けて、平成30年3月、米国を除く11か国によりTPP11協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）が署名され、同年12月に発効した。

第4 多国間関係

1 国際競争ネットワーク（ICN：International Competition Network）

(1) ICNの概要

ICNは、競争法執行における手続面及び実体面の収れんを促進することを目的として平成13年10月に発足した各国競争当局を中心としたネットワークであり、令和元年度末現在、129か国・地域から140の競争当局が加盟している。このほか、国際機関、研究者、弁護士等の非政府アドバイザー（NGA：Non-Governmental Advisors）もICNに参加している。

ICNは、主要な21の競争当局の代表者で構成される運営委員会（Steering Group）により、その全体活動が管理されている。公正取引委員会委員長は、ICNの設立以来、運営委員会のメンバーとなっている。

ICNは、運営委員会の下に、テーマごとに、①カルテル作業部会、②企業結合作業部会、③単独行為作業部会、④アドボカシー作業部会及び⑤当局有効性作業部会の五つの作業部会並びにICNの組織及び運営等に関する作業部会を設置している。これらの作業部会においては、電話会議、質問票の活用、各国競争当局からの書面提出等を通じ

て、それぞれの課題に対する検討が行われているほか、テーマごとにワークショップが開催されている。公正取引委員会は、これらの活動に積極的に取り組んでおり、平成23年5月から平成26年4月までカルテル作業部会の共同議長を、平成26年4月から平成29年5月まで同作業部会サブグループ（SG1）の共同議長を、平成29年5月から令和2年5月まで企業結合作業部会の共同議長を務め、令和2年5月からは単独行為作業部会の共同議長を務めている。

また、ICNは、これらの作業部会の成果の報告、次年度のワークプランの策定等のため、年次総会を開催しており、第18回年次総会は、令和元年5月15日から同月17日にかけてコロンビア・カルタヘナにおいて開催され、公正取引委員会の委員及び事務総局の職員8名がスピーカー等として参加した。同年次総会では、世界銀行と共同で開催された、各競争当局の競争唱導の成功例に関する2018-19年アドボカシーコンテストの表彰式も行われ、当委員会が公表した『「人材と競争政策に関する検討会」報告書』及びその公表に伴う一連の競争唱導活動が入賞を果たし、表彰された。

令和元年度における主な会議の開催状況は、第3表のとおりである。

第3表 令和元年度におけるICNの主な会議の開催状況

会議	期日	場所
第18回年次総会	令和元年5月15日～17日	コロンビア・カルタヘナ
カルテルワークショップ	令和元年10月8日～10日	ブラジル・フォスドイグアス
単独行為ワークショップ	令和元年11月14日及び15日	メキシコ・メキシコシティ
企業結合ワークショップ	令和2年2月27日及び28日	オーストラリア・メルボルン

(2) 各作業部会の活動状況

令和元年度における各作業部会の活動状況は、次のとおりである。

ア カルテル作業部会

カルテル作業部会は、反カルテル執行における国内的及び国際的な諸問題に対処することを目的として設置された作業部会である。同作業部会には、ハードコア・カルテルの定義等の基本的な概念について検討を行う一般的枠組みサブグループ（SG1）及び個別の審査手法に関する情報交換等を通じてカルテルに対する法執行の効率性を高めることを目的とした審査手法サブグループ（SG2）が設置されている。

第18回年次総会以降、SG1においては、「リニエンシー：成功事例と教訓」、「カルテル事件における損害賠償請求」、「入札談合の探知・評価方法」、「情報共有：明示の共謀と暗黙の共謀の境界」及び「カルテルの存在及びカルテルへの関与の立証に係る推定」をテーマとした電話セミナーが実施され、このうち「カルテルの存在及びカルテルへの関与の立証に係る推定」をテーマとした電話セミナーでは公正取引委員会事務総局の職員がスピーカーを務めた。このほか、当委員会は、アジア太平洋地域に所在する競争当局が参加しやすい時間帯に2回の電話セミナーを主催し、これらの電話セミナーにおいて、当委員会事務総局の職員がスピーカーを務めた。

SG2においては、公正取引委員会の主導により、平成27年に設立された「非秘密情報の交換を促進するためのフレームワーク」について、当委員会は引き続きその運

用を行うとともに、同フレームワークの利用促進を目的とした加盟当局向け調査を実施し、結果をとりまとめた上で、同結果に基づいて作成した概要資料を後記カルテルワークショップで配布することにより同フレームワークの周知広報を行った。

また、令和元年10月、「データによって変化する経済の時代におけるカルテル」をテーマとしたカルテルワークショップがブラジル・フォストイグアスにおいて開催され、公正取引委員会の委員及び事務総局の職員5名がスピーカー等として参加した。

イ 企業結合作業部会

企業結合作業部会は、企業結合審査の効率性を高めるとともに、その手続面及び実体面の取れんを促進し、国際的企業結合の審査を効率化することを目的として設置された作業部会である。

第18回年次総会以降、同作業部会においては、混合型企業結合に対する各国・地域の規制及び競争制限効果の考え方等に関する調査、企業結合の手続義務違反に関する各国の規制等に関する調査並びに作業部会メンバーの経験共有を目的とした電話セミナー・ワークショップが実施された。公正取引委員会は、同作業部会の共同議長として、「デジタル分野における企業結合」をテーマとした電話セミナーを2回主催し、このうち「スタートアップの買収」を特に取り上げた電話セミナーでは、当委員会事務総局の職員がスピーカーとして企業結合ガイドラインの改正等を紹介した。また、混合型企業結合に関する調査では、メンバー向けのアンケート調査の実施及びその結果を踏まえた報告書の作成を主導している。さらに、当委員会は、平成24年に当委員会の主導により同作業部会の下に設立された「企業結合審査に係る国際協力のためのフレームワーク」について、引き続き運用を行うとともに利用促進を図っている。このほか、「競争当局による意思決定」をテーマとした電話セミナーが世界各地で開催され、当委員会は、アジア太平洋地域における電話セミナーを主催し、当委員会事務総局の職員がモデレーターを務めた。

また、令和2年2月、「適切なバランスの達成：競争当局は移り変わる市場環境の下でどのように企業結合規制や問題解消措置の設計を行っているか」をテーマとした企業結合ワークショップがオーストラリア・メルボルンにおいて開催され、公正取引委員会事務総局の職員6名がスピーカー等として参加した。

ウ 単独行為作業部会

単独行為作業部会は、事業者による反競争的単独行為に対する規制の在り方等について議論することを目的として設置された作業部会である。

第18回年次総会以降、同作業部会においては、垂直的制限の競争への影響及び想定される効率性を検討することを目的として、「デジタル時代における市場支配的地位の評価」についての調査が実施されたほか、「多面的プラットフォームにおける市場支配力の評価」及び「垂直的制限プロジェクト：デジタル時代における問題解消措置の探求及び市場に対する影響への対処」をテーマとした電話セミナーが実施された。このうち「垂直的制限プロジェクト：デジタル時代における問題解消措置の探求及び市場に対する影響への対処」をテーマとした電話セミナーでは公正取引委員会事務総

局の職員がスピーカーを務めた。

また、令和元年11月、抱き合わせ等をテーマとした単独行為ワークショップがメキシコ・メキシコシティにおいて開催され、公正取引委員会事務総局の職員6名がスピーカー等として参加した。

エ アドボカシー作業部会

アドボカシー作業部会は、競争唱導活動の有効性を向上させることを目的として設置された作業部会である。

第18回年次総会以降、同作業部会においては、効果的なアドボカシー戦略の策定及び評価に関する報告書に基づき、推奨される慣行の策定に向けた作業が行われたほか、デジタル市場に対する各当局のアドボカシー活動に関する報告書の作成及び同報告書に基づいてアドボカシー手法に関する既存の成果物の更新に向けた作業が行われた。また、各競争当局が実施した市場調査に関するデータベースである「インフォメーションストア」の更新作業が行われた。

さらに、「市場調査への外部リソースの活用」及び「デジタル経済から生じる競争唱導活動の課題」をテーマとした電話セミナーが実施され、このうち「市場調査への外部リソースの活用」をテーマとした電話セミナーでは公正取引委員会事務総局の職員がスピーカーを務めた。

加えて、同作業部会においては、世界銀行との共催で、各競争当局の競争唱導の成功例に関する2019-20年アドボカシーコンテストの開催に向けた作業が行われている。

オ 当局有効性作業部会

当局有効性作業部会は、競争政策の有効性に関する諸問題とその有効性を達成するために最もふさわしい競争当局の組織設計を検討することを目的として設立された作業部会である。

第18回年次総会以降、同作業部会においては、デジタル化に対応する競争当局の組織設計について検討するための「組織設計とデジタル化」をテーマとした電話セミナーが実施された。

また、競争法や競争当局の実務に関する研修教材を作成するICNトレーニング・オン・デマンド・プロジェクトに関して、「制裁」、「単独行為の枠組み」、「競争と公益に係る要素の均衡」、「地域協力の構築」、「事案に応じた効果的な勧告文章の書き方」及び「競争当局と検察官の関係」をテーマとした動画教材の作成に向けた作業が行われ、このうち公正取引委員会は、「地域協力の構築」をテーマとした動画教材の作成を主導している。さらに、同作業部会においては、ノルウェー・ベルゲンにおけるチーフ／シニアエコノミストワークショップの開催に向けた作業が行われている。

2 経済協力開発機構（OECD）・競争委員会（COMP：Competition Committee）

- (1) 競争委員会は、OECDに設けられている各種委員会の一つであり、昭和36年12月に設立された制限的商慣行専門家委員会が昭和62年に競争法・政策委員会に改組され、平成13年12月に現在の名称に変更されたものである。我が国は、昭和39年のOECD加盟

以来、その活動に参加してきており、公正取引委員会は、同年10月の会合以降、これに参加してきている。競争委員会は、本会合のほか、その下に各種の作業部会及び競争に関するグローバルフォーラムを設け、随時会合を行っている。また、令和元年度は、アジア太平洋競争当局ハイレベル会合が開催された。同年度における会議の開催状況は、後記(2)及び(3)のとおり（第4表参照）であり、当委員会からは、委員及び事務総局の職員数名が出席し、我が国の経験を紹介するなどして、議論に貢献した。

第4表 令和元年度における競争委員会の開催状況

期日	会議
令和元年6月3日～同月7日	第131回本会合，第67回第2作業部会（競争と規制），第129回第3作業部会（協力と執行）
令和元年12月2日～同月6日	第132回本会合，第68回第2作業部会（競争と規制），第130回第3作業部会（協力と執行），第18回競争に関するグローバルフォーラム，第3回アジア太平洋競争当局ハイレベル会合

(注) 前記会議の開催場所は、全てフランス・パリである。

(2) 令和元年6月の第131回本会合においては、①労働関係における競争法上の問題の分析に係るラウンドテーブル、②知的財産権のライセンス供与と競争法に係るラウンドテーブル、③テクノロジー、メディア及び電気通信分野における垂直企業結合に係るラウンドテーブル等が行われた。また、同年12月の第132回本会合においては、①ハブ・アンド・スポーク・アレンジメントに係るラウンドテーブル、②退出障壁に係るラウンドテーブル等が行われた。

(3) 競争委員会に属する各作業部会、競争に関するグローバルフォーラム及びアジア太平洋競争当局ハイレベル会合の令和元年度における主要な活動は、次のとおりである。

ア 第2作業部会では、令和元年6月の会合においては、公的資金が投入されている教育市場に係るラウンドテーブル等が行われた。また、同年12月の会合においては、①業規制当局と競争当局との関係に係るラウンドテーブル、②「競争中立性に係る理事会勧告」の策定に関する議論等が行われた。

イ 第3作業部会では、令和元年6月の会合においては、競争に係る事案における裁判所の審査基準に係るラウンドテーブル等が行われた。また、同年12月の会合においては、事件資料へのアクセスと機密情報の保護に係るラウンドテーブル等のほか、同年6月の会合に引き続き、「透明性及び手続の公正性に係る理事会勧告」の策定に関する議論がそれぞれ行われた。

ウ 競争に関するグローバルフォーラムでは、令和元年12月の会合において、①動的市場における企業結合規制に係るラウンドテーブル、②市場を獲得するための競争に係るラウンドテーブル等が行われた。

エ アジア太平洋競争当局ハイレベル会合では、令和元年12月の会合において、デジタ

ル化及びデジタル・プラットフォームに関する競争政策と執行見通しから発生する問題に関する討議等が行われた。

3 東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンス

公正取引委員会は、東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンスにおいて主導的な役割を果たしている。

東アジア競争政策トップ会合は、東アジア地域における競争当局のトップ等が一堂に会し、その時々課題や政策動向等について率直な意見・情報交換を行うことにより、東アジア地域における競争当局間の協力関係を強化することを目的とするものである。同会合においては、競争法・政策の執行に係る課題、効果的・効率的な技術支援のための協力・調整等のテーマについて議論が行われている。

東アジア競争法・政策カンファレンスは、競争当局に加え、学界、産業界等からの出席者を交えて、競争法・政策に係るプレゼンテーション・質疑応答等を行い、東アジア地域における競争法・政策の普及・広報に寄与することを主要な目的とするものである。

令和元年度においては、公正取引委員会は、同年7月にモンゴル・ウランバートルにおいてモンゴルの競争当局等との共催により、第15回東アジア競争政策トップ会合及び第12回東アジア競争法・政策カンファレンスを開催した。

4 アジア太平洋経済協力（APEC）

APECにおいては、APEC域内における競争政策についての理解を深め、貿易及び投資の自由化及び円滑化に貢献することを目的として、貿易投資委員会の下部組織として競争政策・規制緩和グループ（CPDG）が平成8年に設置された。同グループは、平成19年に貿易投資委員会の下部組織から経済委員会（EC）の下部組織に移行し、平成20年には、競争政策・競争法グループ（CPLG）に改称した。公正取引委員会は、平成17年から平成24年12月までCPLG（改称前においてはCPDG）の議長を務め、平成28年1月からはCPLGの副議長を務めるなど、APECにおける競争政策に関する取組に対して積極的に貢献を行っている。

令和元年度において、公正取引委員会事務総局の職員が、同年8月にチリ・プエルトバラスで開催された「FTA/EPA競争章に関するキャパシティビルディングのためのワークショップ」にスピーカーとして参加したほか、令和2年2月にマレーシア・プトラジャヤにおいて開催されたCPLG会合において、独占禁止法の改正を紹介するなど我が国の競争政策の動向について報告を行った。

5 国連貿易開発会議（UNCTAD）

昭和55年、UNCTAD主催による制限的商慣行国連会議において、「制限的商慣行規制のための多国間の合意による一連の衡平な原則と規則」（以下「原則と規則」という。）が採択された。さらに、原則と規則は、同年の第35回国連総会において、国連加盟国に対する勧告として採択された。原則と規則は、国際貿易、特に開発途上国の国際貿易と経済発展に悪影響を及ぼす制限的商慣行を特定して規制することにより、国際貿易と経済発展に資することを目的としている。その後、このような制限的商慣行についての調査研究、

情報収集等を行うために、昭和56年、制限的商慣行政府間専門家会合が設置され、平成8年のUNCTAD第9回総会において競争法・政策専門家会合と名称変更された後、平成9年12月の国連総会の決議により、競争法・政策に関する政府間専門家会合と名称が再変更された。また、同会合のほか、原則と規則の全ての側面についてレビューを行う国連レビュー会合が5年に1回開催されている。

令和元年度においては、同年7月10日から同月12日にかけてスイス・ジュネーブにおいて第18回競争法・政策に関する政府間専門家会合が開催され、公正取引委員会事務総局の職員が同会合に出席し、副議長を務めたほか、「国際協力に関するディスカッショングループによるレポート」に関するラウンドテーブル等における議論に参加した。

また、平成28年7月からUNCTAD競争消費者政策課に公正取引委員会事務総局の職員1名を派遣するなど、海外の競争当局等に対する技術支援の分野でUNCTADと協力を進めている。

6 G7サミット

令和元年のG7サミットの議長国であるフランスから、「デジタル経済における競争政策」をG7サミットにおいて取り扱うテーマの1つとすることが提案された。公正取引委員会を含むG7各国の競争当局は、フランス競争当局を通じ、デジタル経済により生じる競争上の課題に関する共通理解を取りまとめるようフランスより要請されたところ、継続的に議論を行い、同年6月、「競争とデジタル経済」に関するG7競争当局の共通理解について合意し、同年7月、本共通理解を各当局が公表した。

第5 海外の競争当局等に対する技術支援

近年、東アジア地域等の開発途上国において、競争法・政策の重要性が認識されてきていることに伴い、既存の競争法制を強化する動きや新たに競争法制を導入する動きが活発化しており、これらの国に対する技術支援の必要性が高まってきている。公正取引委員会は、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて、これら諸国の競争当局等に対し、当委員会事務総局の職員の派遣や研修の実施等による競争法・政策分野における技術支援活動を行っている。また、平成28年9月から、ASEAN（東南アジア諸国連合）競争当局者フォーラム及びインドネシアの競争当局の協力の下、当委員会は、日・ASEAN統合基金（JAIF）を活用した新たな技術支援プロジェクトを開始しており、我が国における研修やASEAN加盟国における現地ワークショップを開催している。

公正取引委員会による開発途上国に対する具体的な技術支援の概要は、次のとおりである。

1 JICAの枠組みによる技術支援

(1) ベトナムに対する技術支援

ベトナムに対して、公正取引委員会は、令和元年11月から令和3年10月にかけて当委員会事務総局の職員1名をJICA長期専門家としてベトナムの競争当局に派遣し、現地における技術支援を実施している。また、当委員会は、令和2年2月3日から同月10

日にかけてベトナムの競争当局の職員等14名を我が国に招へいし、競争法・審査実務等に関する研修を実施した。さらに、令和2年2月19日及び20日にベトナム・ハノイにおいて開催されたベトナムの競争当局等向け現地セミナーに当委員会事務総局の職員を派遣した。

(2) モンゴルに対する技術支援

モンゴルに対して、公正取引委員会は、令和2年1月に改正競争法に基づくモンゴルの競争当局の執行体制の整備等を目的とした3年間の技術支援プロジェクトを開始した。

(3) インドネシアに対する技術支援

インドネシアに対して、公正取引委員会は、平成28年7月から令和元年9月にかけて当委員会事務総局の職員1名をJICA長期専門家としてインドネシアの競争当局に派遣し、現地における技術支援を実施した。また、当委員会は、令和元年7月22日から同月26日にかけてインドネシアの競争当局の職員12名を我が国に招へいし、競争法・審査実務等に関する研修を実施した。

(4) ケニアに対する技術支援

ケニアに対して、公正取引委員会は、平成31年4月10日から同月19日にかけてケニアの競争当局の職員13名を我が国に招へいし、競争法・審査実務に関する研修を実施した。

(5) 集団研修

公正取引委員会は、平成6年度以降、競争法制を導入しようとする国や既存の競争法制の強化を図ろうとする国の競争当局等の職員を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施している。令和元年度においては、開発途上国8か国から8名の参加を得て、同年7月22日から同年8月9日にかけて実施した。

(6) その他の開発途上国に対する技術支援

公正取引委員会は、セルビアの競争当局等との共催により、令和元年11月12日から同月15日にかけてセルビア・ベオグラード等においてセルビアの競争当局等向けの現地セミナーを開催した。

2 J A I F を活用した技術支援

(1) 現地ワークショップ

公正取引委員会は、令和元年9月26日及び27日にフィリピン・マニラにおいて開催されたフィリピン現地ワークショップに当委員会事務総局の職員及び学識経験者を派遣した。

(2) ASEAN加盟国における競争法に係るピアレビュー指針の共同開発

公正取引委員会は、平成31年1月以降、日本、ASEAN加盟国及び国際機関出身者

の専門家と共同し、ASEAN加盟国における競争法に係るピアレビュー指針の共同開発を行った。

(3) ASEAN加盟国における競争認知度指標の共同開発

公正取引委員会は、平成31年1月以降、日本及びASEAN加盟国の専門家と共同し、ASEAN加盟国における競争法・政策の認知度を調査して指標にまとめるプロジェクトを進めている。

3 開発途上国に対するその他の技術支援

公正取引委員会は、令和元年11月25日にバングラデシュ・ダッカにおいてバングラデシュの競争当局向けの現地セミナーを開催した。

このほか、公正取引委員会は、開発途上国に対する技術支援として、OECD等の国際機関や外国政府等が主催する東アジアにおける競争法・政策に関するセミナーに当委員会事務総局の職員や学識経験者を積極的に派遣している。

第6 海外調査

公正取引委員会は、競争政策の企画・運営に資するため、諸外国・地域の競争政策の動向、競争法制及びその運用状況等について情報収集や調査研究を行っている。令和元年度においては、米国、EU、その他主要なOECD加盟諸国やアジア各国を中心として、競争当局の政策動向、競争法関係の立法活動等について調査を行い、その内容の分析とウェブサイト等による紹介に努めた。

また、平成30年度からの新たな試みとして、競争法の改正がなされた国を中心に、在外日本人商工会議所所属の事業者等に対する現地の競争法の説明会・意見交換会を開催した。具体的には、令和元年度は、マレーシア及びオーストラリアにおいて、説明会・意見交換会を開催した。

第7 海外への情報発信

我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することにより公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させるため、報道発表資料や所管法令・ガイドライン等を英訳し、英文ウェブサイトに掲載している。令和元年度においては、前年度に引き続き、英語版報道発表資料の一層の充実及び速報化に努めた。

このほか、外国の競争当局、弁護士会等が主催するセミナー等に積極的に公正取引委員会委員及び事務総局の職員を派遣したり、海外のメディアに寄稿を行ったりするなどの活動を行っている。令和元年度においては、同年5月に中国・海南島において開催された第8回中国競争政策フォーラム、同年6月に東京において開催されたIBA（国際法曹協会）競争法ミッドイヤー・カンファレンス、同年9月に米国・ニューヨークにおいて開催されたフォーダム大学競争法研究所主催当局幹部ワークショップ、令和2年2月に米国・サン

フランシスコにおいて開催されたABA（米国法曹協会）/IBA共催国際カルテルワークショップに、それぞれ公正取引委員会委員長又は委員がスピーカー等として参加した。

また、令和元年9月にロシア・モスクワにおいて開催されたBRICSコンペティションカンファレンス、同年11月にモロッコ・ラバトにおいて開催されたモロッコ競争当局主催ラバト国際カンファレンス、同月にカンボジア・プノンペンにおいて開催された第8回ASEAN競争カンファレンス、同月にロシア・モスクワにおいて開催されたロシア連邦反独占庁主催国際カンファレンス、令和2年1月にスペイン・バレンシアにおいて開催されたアジア競争法フォーラム等に、公正取引委員会事務総局の職員がスピーカー等として参加した。